

# ひたちなか市部活動の活動方針

ひたちなか市教育委員会

## 1 市部活動方針改定の趣旨

国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月 スポーツ庁)」並びに、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年12月 文化庁)」及び県の「部活動の運営方針(令和4年12月 茨城県教育委員会)」に則り改定(令和5年3月)した。

ひたちなか市の中学校、義務教育学校(後期課程)の部活動を対象とし、以下の点を重視して、生徒にとって望ましい環境を構築する。

- バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- 教育課程外の活動として、合理的かつ効率的・効果的に取り組むこと。
- 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識のもと、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な体制を一体的に構築すること。

## 2 市部活動方針の主な内容

### (1) 教育課程外としての活動

教育課程外の活動として、学校と地域との協働・融合した形での部活動の運営を図っていく。所属や練習についても、各自の任意参加とする。

### (2) 適切な運営のための体制整備

#### ① 部活動の活動方針の作成等

- ・校長は、「ひたちなか市部活動の活動方針」に則り、毎年度4月末日までに、「学校の部活動に係る活動方針」を作成し、保護者に公表する。
- ・部活動顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所・休養日及び大会等の参加日等)を作成し、各学校で定められた日までに、校長に提出する。

#### ② 指導・運営に係る体制の構築

- ・部活動の運営を協議する校内組織体制として、「部活動運営委員会」等を設置する。
- ・校長は、活動計画及び活動実績の確認等により、生徒及び部活動顧問の負担が過度にならないよう、適宜検証し、指導・是正を行う。

## 3 部活動の休養日の設定

- 学期中は週当たり2日以上(平日1日以上、週末1日以上)を休養日とする。土曜日及び日曜日に大会等の参加で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。
  - 長期休業中も、上記と同様に対応するとともに、1週間以上の連続した休養期間を設定する。
  - 学校閉庁日及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日)は、休養日とする。
- ※学校の実態を踏まえ、定期試験等実施前の一定期間を、学校全体の休養日として設定する。

## 4 部活動の活動時間

- 活動時間は、中学校、義務教育学校(後期課程)では、平日2時間、休業日は3時間を上限とする。原則として朝の活動は行わない。
- 長期休業中の活動時間は、休業日に準じて3時間を上限とする。

## 5 学校単位で参加する大会・コンクール等への参加

- 大会・コンクール(総合体育大会・新人体育大会・各種コンクール含)参加は、月活動時間の上限を遵守し、休養日を確保する。
- 地域の行事・催し物への部活動単位での参加要請については、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮し、大会・コンクール参加に準じた扱いとする。

## 6 熱中症の事故の防止

- 熱中症の事故防止のため、こまめな水分・塩分の補給等、生徒の健康管理に努める。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイトの暑さ指数等にも十分留意し、活動中止や延期の対応を検討する。特に、暑さ指数が31℃以上の場合は、屋外の活動は行わない対応をする。